

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示

青少年に有害な図書類の指定
土地改良区の役員の退任

一般国道の供用の開始

赤山大山有料道路に係る岡山県管有料道路料金徴収条例
等の一部改正

河川法の規定による二級河川の指定の一部改正

◇ 公 告

林業技能作業士として認定した者
昭和六十一年十月鳥取県告示第九百十号中訂正

告 示

鳥取県告示第十五号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）

第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図
書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十一年十二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定 番号	種 別	図 書		類 別
		題 号	発行 記号等	
2481	雑誌その他 の刊行物	熱っぽいSEX 愛の真実	GM一 ツA	テリス出版
2482	"	濡れ性器 不備	GM一 ツイ	テリス出版
2483	"	BEAVER VOL.4	BY一 1一G	テリス出版
2484	"	ニューCream 股ぐら美少女	NC一 2一G	テリス出版
2485	"	EROS・UP 愛液を吸う方法	EP一 2一G	クライスラープロ
2486	"	欲情QUEEN VOL.4	YO一 2一G	Do 企画
2487	"	メッセージ MASSAGE	ME一 1一G	Do 企画
2488	"	快楽実話告白人 初恋芝居 欲情化	ZD一 1一G	Do 企画
2489	"	失神遊戯 たわむれ	GM一 ツ一ア	Do 企画
2490	"	少女	GM一 ツ1	Do 企画
2491	"	美少女通信 No.15	BT一 2一G	Do 企画

2492	"	欲しがる女 淫熱 紅い花びら	GM ツッB	Do 企画
2493	"	淫欲不倫 恋の嵐気味	GL チイ	Do 企画
2494	"	クランベリー	GM ツッ2	童里夢社
2495	"	少女白書	SH 2-G	童里夢社
2496	"	チェイス 体の中を指敵が走る	CS 2-G	童里夢社
2497	"	スプリーム	なし	ハイパー・プレス社
2498	"	ギヤルズアクション 9月号	雑誌 0258 8-9	考友社出版株式会社
2499	"	Side Walk 1月号	雑誌 1400 5-1	男性通信社
2500	"	スコラ 第113号	雑誌 2111 1/1	スコラ講談社
2501	"	遊☆ブガジン No.5	雑誌 1152 9-1	ユニマガジン社
2502	"	ムサシ 1月号	雑誌 0850 5-1	若生出版株式会社
2503	"	オレソソ通信 1月号	雑誌 7021 8-9-1	株式会社東京三世社
2504	"	アップル通信 1月号	雑誌 0155 9-1	三和出版株式会社
2505	"	ギヤルズ通信 1月号	雑誌 1128 05-1	株式会社日本出版
2506	"	バナナ通信 1月号	雑誌 1759 1-1	株式会社ラン出版
2507	"	漫画ユー・トピア 1月号	雑誌 0898 7-1	傑登倉出版社

2508	"	漫画ラブレター 1月号	雑誌 1865 5-1	傑登倉出版社
2509	"	漫画エロトラザ 1月号	雑誌 1832 9-1	株式会社蒼竜社
2510	"	漫画アラザ 1月号	雑誌 1078 13-1	株式会社蒼竜社
2511	"	漫画アイドル 1月号	雑誌 1014 53-1	辰巳出版株式会社
2512	"	漫画ダイナマイト 1月号	雑誌 1059 79-1	辰巳出版株式会社
2513	"	漫画スカット 1月号	雑誌 0838 9-1	みのり書房
2514	"	漫画野郎 1月号	雑誌 0339 9-1	ミリオン出版株式会社

鳥取県告示第五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり尾高井手土地改良区から役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十一年十二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 勝 部 春 西伯郡岸本町遠藤三六七

昭和六十一年十月三日退任

鳥取県告示第千五十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。その関係図面は、昭和六十一年十二月二十三日から三週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和六十一年十二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の期日
一七九号	倉吉市上井字一本木六三七地先から 同字六四七一―地先まで	昭和六十一年十二月二十三日
	倉吉市上井字土手根二七三地先から 同字二七一一―地先まで	

鳥取県告示第千五十八号

蒜山大山有料道路に係る岡山県管有料道路料金徴収条例施行規程が次のとおり一部改正されたので、鳥取県、岡山県蒜山大山有料道路の管理に関する事務の委託に関する規約（昭和四十五年六月鳥取県告示第四百六十六号）第七条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年十二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

◎岡山県企業管理規程第八号

岡山県管有料道路料金徴収条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

昭和六十一年十一月二十五日

岡山県公営企業管理者 河 本 澤 美

岡山県管有料道路料金徴収条例施行規程の一部を改正する規程

岡山県管有料道路料金徴収条例施行規程（昭和四十五年岡山県企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項の表上欄中「別表」を「別表第四号」に改め、「下肢又は体幹の機能に」を削る。

附 則

この規程は、昭和六十一年十二月一日から施行する。

鳥取県告示第千五十九号

昭和四十一年三月鳥取県告示第百二十七号（河川法の規定による二級河川の指定について）の一部を次のとおり改正する。

昭和六十一年十二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第五号中永江川の項を次のように改める。

旧永江川	浜村川からの分派点	浜村川への合流点
------	-----------	----------

第二十九号を第三十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十二 加茂新川水系

名 称	区 間	
	上 流 端	下 流 端
加茂新川	左岸 米子市両三柳字深池三二五四番一地先 右岸 同市両三柳字深池尻中通外三二六番一地先	

第二十八号を第三十号とし、第二十五号から第二十七号までを二号ずつ繰り下げ、第二十四号中江東川の項を次のように改め、同号を第二十六号とする。

江東川	
左岸 西伯郡大山町佐摩字池田 五一六番地先	左岸 西伯郡大山町宮内字垣 内二〇二番三地先
右岸 同町佐摩字村屋敷四八三番地先	右岸 同町坊領字財の神四二番地先

第二十三号中寺谷川の項を次のように改め、同号を第二十五号とする。

寺谷川	
左岸 西伯郡名和町大字東坪字下寺谷一八〇一番一 地先	真子川への 合流点
右岸 同町同大字同字一八〇六番一 地先	

第二十二号を第二十四号とし、第十六号から第二十一号までを二号ずつ繰り下げ、第十五号を第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

十七 元旧川水系

名 称	区 間	
	上 流 端	下 流 端
元旧川	左岸 東伯郡東伯町大字笠見字八反ヶ坪一番二地 先 右岸 同町大字八橋字下河原二〇三番一 地先	

第十四号を第十五号とし、第六号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 永江川水系

名 称	区 間	
	上 流 端	下 流 端
永江川	左岸 気高郡気高町大字睦逢字馬場田三〇九番地 先 右岸 同町同大字字竹之下二九四番の一 地先	

公 報

林業技能作業士として認定した者は、次のとおりである。

昭和61年12月23日

鳥取県知事 西 尾 四 次

森	大	原	富	雄	有	田	彰	博	谷	口	善	彦
大	荒	頭	俊	昇	草	刈	伸	一	井	上	一	守
三	西	好	武	彦	中	田	家	智	安	藤	明	富
大	頭	頭	一	儀	岸	本		憲	山	本		男

正 誤

昭和六十一年十月鳥取県告示第九百十号（廢川敷地の生成について）中の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁	行	誤	正
七	上	十二	九四一・五五平方メートル
			九三九・四七平方メートル